太田市産業フェスティバル実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 活気ある街づくりの推進を図るため、市民と企業による、太田市産業 フェスティバル実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、市内の地場産業の振興を図り、地場産品の愛用運動の 展開を目的とする。

(組 織)

- 第3条 実行委員会は、次の各号に掲げる機関の長等により構成する。
 - (1) 太田市
 - (2) 太田商工会議所
 - (3) 太田機械金属工業協同組合
 - (4) 太田市新田商工会
 - (5) 太田市産業環境部

(役 員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

会長 副会長 理事 監事

- 2 会長は、市長がこれにあたる。
- 3 副会長は、2名以内とし委員の互選により定める。
- 4 監事は、委員の中から互選する。
- 5 会長は、実行委員会を総理し、実行委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 7 監事は、会計を監査する。

(会 議)

第5条 実行委員会は、会長がこれを招集する。

(幹事会)

- 第6条 実行委員会は、事業を補佐するための幹事会を組織することができる。
 - 2 幹事会の構成員は会長が指名する。

(事務局)

- 第7条 実行委員会事務局は、産業環境部産業政策課内に置く。
 - 2 実行委員会事務局長は、副部長職があたる。
 - 3 実行委員会事務局次長は、課長職があたる。
 - 4 幹事会の事務局長は、産業政策課長があたる。

(会 計)

第8条 実行委員会の経費は、市負担金、その他の収入をもってあてる。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要なこと は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成17年3月28日から施行する。
- この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月20日から施行する。
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月12日から施行する。